

# 宇都宮市立若松原中学校いじめ防止基本方針

(最終改訂 令和7年4月1日)

## はじめに

本校では、「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめ根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、生徒がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

平成29年10月に市が、「宇都宮市いじめ防止基本方針」改訂に基づき、本校としてもいじめの防止等を充実させる必要があることから本校の基本方針を改訂する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## I いじめ防止等のための基本理念等について

### （1）基本理念

- 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、生徒の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

### 【本校の基本認識】

#### ○ 「いじめは絶対に許されない」との認識をもつ

全教職員が「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立って、この問題に取り組む。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないとの認識をもつ。

#### ○ 「いじめはどの生徒にもあらゆる場面で起こり得るものである」との認識をもつ

どの学級でもあらゆる場面でいじめが発生し得るという危機意識をもち、生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。

#### ○ 「いじめの未然防止は、生徒指導上の重要課題である」との認識をもつ

日頃から、すべての教師が個に応じた分かりやすい授業を行うことや、深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図ることで、全生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるようにしていくことが何より大切である。また、いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。もし、いじめが発生してしまった場合には、その本質を見抜きながら、小さな芽のうちに摘み取ることに全力を尽くし、解決に向け組織的に対応していく。

## (2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

### ① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起きたときに取り組む。
- ・ 生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

### ② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

### ③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速に、組織的に行い、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒に対しては、背景等を十分理解した上で毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

### ④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

### ⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

## 2 学校におけるいじめ防止等の取組について

### (1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込みます、初期段階から組織として一貫した対応することが重要であることから、いじめ問題等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合には、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

## ① いじめ問題等対策委員会

【構成委員】 校長 副校長 教務主任 各学年主任 保健主事 生徒指導主事 養護教諭 S C  
各学年生徒指導係 教育相談係 部活動係 地域等関係者  
その他必要に応じて教職員、地域等の関係者

### 【取組内容】

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案・改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、情報共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ いじめ問題等の実態把握
- ・ いじめ問題等に対する目標・方針・体制・努力点を検定・策定
- ・ 地域・保護者、関係機関との連携

## ② 生徒指導部会（週1回）

【構成委員】 校長、副校長、生徒指導主事、養護教諭、各学年生徒指導係  
その他必要に応じて教職員等の関係者

### 【取組内容】

- ・ 情報交換
- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施
- ・ 要配慮生徒への支援方針決定
- ・ いじめが疑われる事案の事実確認・判断
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善

## （2）いじめ防止等の取組（日常的な取組に関しては、別紙1参照）

いじめの防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用しながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えて、積極的に周知したりする。

### ① いじめの防止

「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

#### ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ いじめゼロリボンを作成し、いじめゼロ標語とともに掲示
- ・ 学校生活適応支援部会で情報交換を行い、生徒の指導・支援方法等について共通理解を図る。
- ・ 若松原地域学校園児童生徒指導強化連絡会・不登校対策連絡会の実施（学期に1回）
- ・ 地区内巡回指導の実施（月2回 長期休業中）
- ・ あいさつ運動の実施（年5回）
- ・ 中学校入学予定者の授業参観の実施（1月）
- ・ 中学生入学予定者に関する情報交換会の実施（3月）

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・ いじめゼロ強調月間にに関する生徒会朝会や全校放送等の実施（年2回）
- ・ 「生命の大切さ」「思いやり」「差別を許さない心」「互いに認め合う態度」等の育成に有効な道徳科の授業や学級活動におけるエンカウンター等の実施（年2回）
- ・ いじめアンケートの実施（年5回）

ウ 「宮っ子心の教育の実施」

- ・ いじめ根絶に向けた全校道徳科の授業の実施

エ 生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・ 言葉によるいじめが多く見られ、未然防止を図る必要があることから、道徳科の授業や学級活動などにおいて、生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるような、議論などを行う機会や場の設定
- ・ 生徒会主催の「いじめゼロ集会」の実施
- ・ いじめゼロポスター・スローガン等の作成、掲示

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業等の実施

- ・ 「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進
- ・ 情報モラル教育に関わる道徳科の授業、学級活動の実施（最低年1回 実態に応じて実施）
- ・ 保護者会等で情報モラル教育に関わる講話の実施（年2回 全生徒 保護者対象）

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・ いじめ問題への取組について、教職員で協議し、取組状況の確認と改善

キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめ、生徒個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災生徒に対するいじめ、新型コロナウイルス感染症に関するいじめを防止するための、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と、生徒への正しい理解促進のための指導
- ・ 特別支援教育の推進

ク 人権週間における啓発活動

- ・ 人権擁護に関する「生徒会朝会」の実施（年1回）
- ・ 全生徒に人権作文の実施

② いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 生徒・保護者への相談窓口等の周知

- ・ 学校ホームページ、学校だより等で相談窓口等の紹介

イ 宮っ子ダイアリーの活用

- ・ 「相談コーナー」の積極的な活用
- ・ 保護者が連絡をとる手段としての活用

ウ 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・ 生徒への定期的なアンケート調査（年5回）や教育相談（年2回）等の実施
- ・ アンケート調査を教育相談期間に行ったり、記名式と無記名式を意図的に織り交ぜるなど、実効性の向上

エ ネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・ インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、ネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭との連携を図ったりするなど、ネットいじめを早期発見
- ・ 家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての啓発
- ・ いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、すべてのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの生徒への指導
- ・ ネットパトロールの職員内情報交換
- ・ 保護者会等において、ネットいじめに関する情報提供

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」の活用

- ・ いじめの背景は生徒の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、市教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・ いじめの認知については、保護者や生徒からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」などのかなどを、いじめ問題等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断
- ・ 認知したいじめについての、加害・被害両生徒の保護者との連絡と、今後の対応や方向性等についての連携
- ・ 週1回の校内生徒指導部会でいじめの認知に対する共通理解を図る

③ いじめの対処

いじめ問題等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。（別紙2参照）

ア いじめ問題等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係生徒から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録

イ いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた生徒の安全確保、いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ 「いじめの解消」については、以下のとおり

- ・ いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態

なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ問題等対策委員会にて、より長期の期間を設定

エ いじめの解決に向けて、いじめ問題等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解。特に、生徒への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて教職員間の共通理解や保護者等と連携

オ いじめの解決に向けた保護者との連携。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携

#### ④ 家庭、地域及び関係機関等との連携

ア PTAとの連携、家庭への啓発

- ・ PTA生活指導部会等との連携
- ・ 学校だより、生徒指導だより及び保護者会等での啓発

イ 地域との連携

- ・ いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるように地域への依頼
- ・ 地域協議会との連携

ウ 関係機関等との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報
- ・ 事案に応じた、児童相談所や教育委員会等との連携

### 3 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ問題等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

### 4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携のもとに推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ問題等対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、PDCAサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。

## 管理職（校長・副校長）

- 学校の方針の提示 ○いじめを許さない姿勢の徹底
- 風通しのよい職場づくり ○保護者、地域との連携

## 生徒指導部会（週1回）

- ・情報交換
- ・いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
- ・校内研修会の企画、立案
- ・定期的なアンケートや教育相談の実施
- ・要配慮生徒への支援方針決定
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・指導計画の実施状況の把握と改善、情報交換

→ 深刻ないじめ  
を認知！  
緊急対応へ

## 未然防止

## ◇学業指導の充実

- ・学びに向かう集団づくり
- ・生徒が意欲的に取り組む授業づくり

## ◇道徳教育の充実

（宮っ子心の教育に基づく）

- ・道徳性、道徳的実践力の醸成

## ◇特別活動の充実

- ・望ましい人間関係の構築

## ◇教育相談の充実

- ・生徒理解の深化

## ◇人権教育の充実

- ・人権意識の高揚

## ◇部活動指導の充実

- ・よりよい異年齢集団の構築

## 早期発見

## ◇情報の収集

- ・生徒の観察による気付き
- ・宮っ子ダイアリーの活用
- ・地域、保護者、生徒からの相談、訴え
- ・アンケートの実施
- ・各種調査の実施
- ・教育相談、保護者懇談の充実
- ・生徒と過ごす時間の確保
- ・関係機関との情報交換
- ・養護教諭、部活動顧問からの情報提供

## ◇情報の共有

- ・朝の打ち合わせ、職員会議、生徒指導部会、教育相談部会等での情報交換
- ・校内研修による要配慮生徒の実態把握
- ・職員室での情報交換
- ・入学、進級時の引き継ぎ

## 別紙2

## 緊急時の組織的対応

